

昨年来、中央では民主党の分裂から総選挙、政権交代があり、県政でも原発の再稼働をめぐる県民投票など、大きな政治変動が続く。しかしそれらの陰で地味に成立した法律がある。劇場法である。

正式には「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」という。ふつう「コンサートホール」というところを「音楽堂」とするなど、いかにも官僚的であるもの、この法律の目的は「劇場、音楽堂等の活性化」と「実演芸術の振興」によって「心豊かな国民生活及び活力ある地域社会」を実現するというものだ。

全面的に賛同したい。この法律によって国や自治体は従来の「ハコモノ行政」を転換し、実演芸術の充実のための環境整備に積極的に取り組むことが義務づけられた。

ところで実演芸術とは何か。文字通り実際の演技や演奏による芸術である。絵画や映画のように、不特定多数の人間が不特定多数の場所で繰り返し鑑賞するようものでなく、特定の時

新潟国際情報大教授

越智 敏夫



おち・としお 1961年愛媛県生まれ。立教大学法学部卒。慶応大学大学院政治学博士課程修了。96年、新潟国際情報大学講師。2006年に教授。専門は現代政治理論。

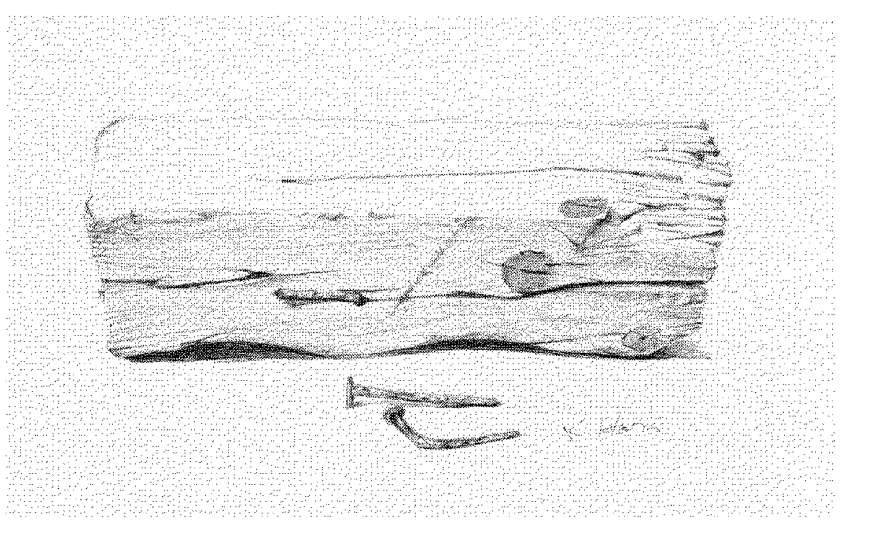
劇場法の成立

間に特定の場所のみで鑑賞される。いわゆる「生もの」である。これまで芸術一般への税金投入が歓迎されてこなかった日本では、こうした実演芸術への公的補助は特に批判されることが多い。書画や彫刻など、収蔵可能な芸術作品と異なり、演劇やコンサートはその場限りで消えてしまうからだ。それらへの公金使用はせいたくたということなのだろう。

しかし芸術、特に実演芸術はそれ自体では経済的に自立できない。経済的価値と無縁なところで芸術は存立するからだ。売れるものだけを芸術とすることの不気味さについては、テレビの高視聴率番組を並べてみれば、それが芸術とは無縁どころか敵対的さえあることから容易に想像できるだろう。

だからこそ近代以前の社会においては宗教組織や権力者がパトロンとなって芸術を庇護していた。しかし現在の大衆社会で

よりよい社会をつくることに寄与する。それが私たち一般人が芸術に接する目的である。芸術は評論家のために存在するのではなく、ましてや芸術家自身のために存在するのではない。この点において、日本では実演芸術に税金を使用することについて「こんなわけのわからないものに血税を使うな」とける価値は、そこに投入される税金の数百倍もの価値がある。しかしそれは当然である。現代社会そのものが複雑で難解だから。



流木 絵・堀研一